



令和7年6月25日
国土交通省関東運輸局

日本郵便株式会社に対する一般貨物自動車運送事業の許可の取消し処分について

下記のとおり、一般貨物自動車運送事業者に対し、令和7年6月25日付けで、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づく同法第3条の許可の取消し処分を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者
事業者名：日本郵便株式会社
住 所：東京都千代田区大手町2-3-1
代 表 者：千田 哲也
2. 処分内容
一般貨物自動車運送事業の許可の取消し（別紙のとおり）
3. 処分日
令和7年6月25日

【問い合わせ先】

（関東運輸局が実施した監査に関する問い合わせ）

関東運輸局自動車監査指導部

TEL：045-211-7249

担 当：高木、平野

（その他に関する問い合わせ）

国土交通省物流・自動車局安全政策課

TEL：03-5253-8111

（内線：41-632）

担 当：谷合、林、西山

【配布先】

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙

関自監貨第100号

一般貨物自動車運送事業の経営許可の取消しについて

日本郵便株式会社
代表取締役社長 千田哲也 殿

貴社経営の一般貨物自動車運送事業の運営について監査を実施したところ、下記のとおり、貨物自動車運送事業法等関係法令の規定に違反する事実が確認された。

今回の行政処分により、累積違反点数が81点以上となったため、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け関東運輸局長公示）の6に定めるところによる「許可の取消処分」に該当することから、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づき、令和7年6月25日をもって、同法第3条の一般貨物自動車運送事業の許可を取り消す。

なお、翌日以降に一般貨物自動車運送事業を経営している事実が認められた場合には、貨物自動車運送事業法第3条に違反する無許可経営として、警察機関に告発する等の措置を講ずることがあるので了知されたい。

また、本処分により、貨物自動車運送事業法第5条の規定による欠格事由に該当する者は、取消しの日から5年を経過するまで、同法第3条の許可を受けることができないこととなるので併せて了知されたい。

記

違反事実

別添のとおり

令和7年6月25日

関東運輸局長 藤田礼子

(行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示)

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。

また、行政事件訴訟法に基づき、不服申し立ての手続きを経ずに、処分があったことを知った日から6か月以内に国を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、訴訟においては国を代表する者は法務大臣となります。(処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

関東運輸局

不利益処分の原因となる累積点数

高輪郵便局	13点	新宿郵便局	6点	筑波学園郵便局	11点
王子郵便局	10点	豊島郵便局	13点	那珂郵便局	6点
板橋北郵便局	6点	芝郵便局	6点	土浦郵便局	6点
浅草郵便局	6点	渋谷郵便局	6点	水戸中央郵便局	6点
足立郵便局	9点	立川郵便局	6点	茂原郵便局	6点
品川郵便局	6点	にほんばし 蔵前郵便局	10点	千葉中央郵便局	6点
中野郵便局	6点	新東京郵便局	12点		
麴町郵便局	6点	神奈川郵便局	6点		
葛飾郵便局	6点	宇都宮中央郵便局	6点		
深川郵便局	11点	鹿嶋郵便局	6点		
累積点数				197点	

※営業所ごとの違反事実及び処分日車数は別紙①～②⑥のとおり

備考（本紙及び別紙に係るもの）

- ①「累積点数」については、本通知日における違反点数の累計である。
 ②「処分日車数」については、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け関東運輸局長公示、以下「処分基準」という。）記2に定めるところにより算出したものである。
 ③「基準日車等」については、処分基準及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成21年9月30日付け関東運輸局長公示）によるものである。

「処分基準」（抜粋）

3 違反点数制度

（1）2（2）及び（3）による処分日車数10日車までごとに1点とする違反点数を付すものとする。

6 許可の取消処分

（1）許可の取消処分は、原則として、次の①から⑪までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

- ② 違反点数の付与により、一の管轄区域に係る累積点数が81点以上となった場合

不利益処分の原因となる事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」に基づく処分日車数

(令和 7 年 4 月 2 5 日 に行った監査時における高輪郵便局に係るもの)

番号	不利益処分の原因となる事実 (適用条項)	基準日車等	適用
1	点呼を実施していないものがあったこと。 【未実施件数 1 5 4 件中 9 8 件】 【点呼回数 1 0 0 回に対する未実施件数 6 3 件】 【一部実施不適切】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条)	6 3 日車	未実施 2 0 件以上 (1 日車× 6 3 件) (注 1) 適用
2	点呼の実施結果の記録に不実記載をしていたものがあったこと。 【記録の不実記載】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)	6 0 日車	記録の不実記載

※貨物自動車運送事業法は、令和 7 年 4 月 1 日施行以前の条文にて記載している。

処分日車数	1 2 3 日車
-------	----------

不利益処分の原因となる事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」に基づく処分日車数

(令和 7 年 5 月 9 日に行った監査時における王子郵便局に係るもの)

番号	不利益処分の原因となる事実 (適用条項)	基準日車等	適用
1	点呼を実施していないものがあったこと。 【未実施件数 48 件中 34 件】 【一部実施不適切】 (貨物自動車運送事業法第 17 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条)	34 日車	未実施 20 件以上 (1 日車×34 件) (注 1) 適用
2	点呼の実施結果の記録に不実記載をしていたものがあったこと。 【記録の不実記載】 (貨物自動車運送事業法第 17 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)	60 日車	記録の不実記載

※貨物自動車運送事業法は、令和 7 年 4 月 1 日施行以前の条文にて記載している。

処分日車数	94 日車
-------	-------

不利益処分の原因となる事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」に基づく処分日車数

(令和 7 年 5 月 9 日に行った監査時における板橋北郵便局に係るもの)

番号	不利益処分の原因となる事実 (適用条項)	基準日車等	適用
1	点呼を実施していないものがあったこと。 【未実施件数 160 件中 14 件】 【点呼回数 100 回に対する未実施件数 8 件】 【一部実施不適切】 (貨物自動車運送事業法第 17 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条)	警告	未実施 19 件以下 (注 1) 適用
2	点呼の実施結果の記録に不実記載をしていたものがあったこと。 【記録の不実記載】 (貨物自動車運送事業法第 17 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)	60 日車	記録の不実記載

※貨物自動車運送事業法は、令和 7 年 4 月 1 日施行以前の条文にて記載している。

処分日車数	60 日車
-------	-------

不利益処分の原因となる事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」に基づく処分日車数

(令和 7 年 5 月 9 日に行った監査時における浅草郵便局に係るもの)

番号	不利益処分の原因となる事実 (適用条項)	基準日車等	適用
1	点呼を実施していないものがあったこと。 【未実施件数 130 件中 17 件】 【点呼回数 100 回に対する未実施件数 13 件】 (貨物自動車運送事業法第 17 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条)	警告	未実施 19 件以下
2	点呼の実施結果の記録に不実記載をしていたものがあったこと。 【記録の不実記載】 (貨物自動車運送事業法第 17 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)	60 日車	記録の不実記載

※貨物自動車運送事業法は、令和 7 年 4 月 1 日施行以前の条文にて記載している。

処分日車数	60 日車
-------	-------

不利益処分の原因となる事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」に基づく処分日車数

(令和 7 年 5 月 9 日に行った監査時における足立郵便局に係るもの)

番号	不利益処分の原因となる事実 (適用条項)	基準日車等	適用
1	点呼を実施していないものがあったこと。 【未実施件数 86 件中 26 件】 (貨物自動車運送事業法第 17 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条)	26 日車	未実施 20 件以上 (1 日車×26 件)
2	点呼の実施結果の記録に不実記載をしていたものがあったこと。 【記録の不実記載】 (貨物自動車運送事業法第 17 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)	60 日車	記録の不実記載

※貨物自動車運送事業法は、令和 7 年 4 月 1 日施行以前の条文にて記載している。

処分日車数	86 日車
-------	-------

不利益処分の原因となる事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」に基づく処分日車数

(令和 7 年 5 月 9 日 に行った監査時における品川郵便局に係るもの)
及び同年同月 2 1 日

番号	不利益処分の原因となる事実 (適用条項)	基準日車等	適用
1	点呼を実施していないものがあったこと。 【未実施件数 6 4 件中 9 件】 【一部実施不適切】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条)	警告	未実施 1 9 件以下 (注 1) 適用
2	点呼の実施結果の記録に不実記載をしていたものがあったこと。 【記録の不実記載】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)	6 0 日車	記録の不実記載

※貨物自動車運送事業法は、令和 7 年 4 月 1 日施行以前の条文にて記載している。

処分日車数	6 0 日車
-------	--------

不利益処分の原因となる事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」に基づく処分日車数

(令和 7 年 5 月 9 日に行った監査時における中野郵便局に係るもの)

番号	不利益処分の原因となる事実 (適用条項)	基準日車等	適用
1	点呼を実施していないものがあったこと。 【未実施件数 26 件中 13 件】 (貨物自動車運送事業法第 17 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条)	警告	未実施 19 件以下
2	点呼の実施結果の記録に不実記載をしていたものがあったこと。 【記録の不実記載】 (貨物自動車運送事業法第 17 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)	60 日車	記録の不実記載

※貨物自動車運送事業法は、令和 7 年 4 月 1 日施行以前の条文にて記載している。

処分日車数	60 日車
-------	-------

不利益処分の原因となる事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」に基づく処分日車数

(令 和 7 年 5 月 9 日 に行った監査時における麴町郵便局に係るもの)

番号	不利益処分の原因となる事実 (適用条項)	基準日車等	適用
1	点呼の実施が不適切であったこと。 【一部実施不適切】 (貨物自動車運送事業法第17条第4項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)	警告	一部実施不適切
2	点呼の実施結果の記録に不実記載をしていたものがあつたこと。 【記録の不実記載】 (貨物自動車運送事業法第17条第4項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)	60日車	記録の不実記載

※貨物自動車運送事業法は、令和7年4月1日施行以前の条文にて記載している。

処分日車数	60日車
-------	------

不利益処分の原因となる事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」に基づく処分日車数

(令和 7 年 5 月 9 日に行った監査時における葛飾郵便局に係るもの)

番号	不利益処分の原因となる事実 (適用条項)	基準日車等	適用
1	点呼の実施が不適切であったこと。 【一部実施不適切】 (貨物自動車運送事業法第 17 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条)	警告	一部実施不適切
2	点呼の実施結果の記録に不実記載をしていたものがあったこと。 【記録の不実記載】 (貨物自動車運送事業法第 17 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)	60 日車	記録の不実記載

※貨物自動車運送事業法は、令和 7 年 4 月 1 日施行以前の条文にて記載している。

処分日車数	60 日車
-------	-------

不利益処分の原因となる事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」に基づく処分日車数

(令和 7 年 5 月 2 1 日に行った監査時における深川郵便局に係るもの)

番号	不利益処分の原因となる事実 (適用条項)	基準日車等	適用
1	点呼を実施していないものがあったこと。 【未実施件数 1 3 2 件中 6 6 件】 【点呼回数 1 0 0 回に対する未実施件数 5 0 件】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条)	5 0 日車	未実施 2 0 件以上 (1 日車× 5 0 件)
2	点呼の実施結果の記録に不実記載をしていたものがあったこと。 【記録の不実記載】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)	6 0 日車	記録の不実記載

※貨物自動車運送事業法は、令和 7 年 4 月 1 日施行以前の条文にて記載している。

処分日車数	1 1 0 日車
-------	----------

不利益処分の原因となる事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」に基づく処分日車数

(令和 7 年 5 月 2 1 日 に行った監査時における新宿郵便局に係るもの)

番号	不利益処分の原因となる事実 (適用条項)	基準日車等	適用
1	点呼を実施していないものがあったこと。 【未実施件数 1 9 0 件中 3 7 件】 【点呼回数 1 0 0 回に対する未実施件数 1 9 件】 【一部実施不適切】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条)	警告	未実施 1 9 件以下 (注 1) 適用
2	点呼の実施結果の記録に不実記載をしていたものがあったこと。 【記録の不実記載】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)	6 0 日車	記録の不実記載

※貨物自動車運送事業法は、令和 7 年 4 月 1 日施行以前の条文にて記載している。

処分日車数	6 0 日車
-------	--------

不利益処分の原因となる事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」に基づく処分日車数

(令和 7 年 5 月 2 1 日に行った監査時における豊島郵便局に係るもの)

番号	不利益処分の原因となる事実 (適用条項)	基準日車等	適用
1	点呼を実施していないものがあったこと。 【未実施件数 1 0 0 件中 6 1 件】 【点呼回数 1 0 0 回に対する未実施件数 6 1 件】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条)	6 1 日車	未実施 2 0 件以上 (1 日車× 6 1 件)
2	点呼の実施結果の記録に不実記載をしていたものがあったこと。 【記録の不実記載】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)	6 0 日車	記録の不実記載

※貨物自動車運送事業法は、令和 7 年 4 月 1 日施行以前の条文にて記載している。

処分日車数	1 2 1 日車
-------	----------

不利益処分の原因となる事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」に基づく処分日車数

(令和 7 年 5 月 2 1 日 に行った監査時における芝郵便局に係るもの)

番号	不利益処分の原因となる事実 (適用条項)	基準日車等	適用
1	点呼を実施していないものがあったこと。 【未実施件数 1 0 8 件中 4 件】 【点呼回数 1 0 0 回に対する未実施件数 3 件】 【一部実施不適切】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条)	警告	未実施 1 9 件以下 (注 1) 適用
2	点呼の実施結果の記録に不実記載をしていたものがあったこと。 【記録の不実記載】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)	6 0 日車	記録の不実記載

※貨物自動車運送事業法は、令和 7 年 4 月 1 日施行以前の条文にて記載している。

処分日車数	6 0 日車
-------	--------

不利益処分の原因となる事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」に基づく処分日車数

(令和 7 年 5 月 2 1 日 に行った監査時における渋谷郵便局に係るもの)

番号	不利益処分の原因となる事実 (適用条項)	基準日車等	適用
1	点呼の実施が不適切であったこと。 【一部実施不適切】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条)	警告	一部実施不適切
2	点呼の実施結果の記録に不実記載をしていたものがあったこと。 【記録の不実記載】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)	6 0 日車	記録の不実記載

※貨物自動車運送事業法は、令和 7 年 4 月 1 日施行以前の条文にて記載している。

処分日車数	6 0 日車
-------	--------

不利益処分の原因となる事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」に基づく処分日車数

(令和 7 年 5 月 2 1 日に行った監査時における立川郵便局に係るもの)

番号	不利益処分の原因となる事実 (適用条項)	基準日車等	適用
1	点呼を実施していないものがあったこと。 【未実施件数 1 6 0 件中 1 3 件】 【点呼回数 1 0 0 回に対する未実施件数 8 件】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条)	警告	未実施 1 9 件以下
2	点呼の実施結果の記録に不実記載をしていたものがあったこと。 【記録の不実記載】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)	6 0 日車	記録の不実記載

※貨物自動車運送事業法は、令和 7 年 4 月 1 日施行以前の条文にて記載している。

処分日車数	6 0 日車
-------	--------

不利益処分の原因となる事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」に基づく処分日車数

(令和 7 年 5 月 2 1 日 に行った監査時におけるにほんばし蔵前郵便局に係るもの)

番号	不利益処分の原因となる事実 (適用条項)	基準日車等	適用
1	点呼を実施していないものがあったこと。 【未実施件数 1 3 0 件中 4 6 件】 【点呼回数 1 0 0 回に対する未実施件数 3 5 件】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条)	3 5 日車	未実施 2 0 件以上 (1 日車× 3 5 件)
2	点呼の実施結果の記録に不実記載をしていたものがあったこと。 【記録の不実記載】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)	6 0 日車	記録の不実記載

※貨物自動車運送事業法は、令和 7 年 4 月 1 日施行以前の条文にて記載している。

処分日車数	9 5 日車
-------	--------

不利益処分の原因となる事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」に基づく処分日車数

(令和 7 年 5 月 2 1 日 に行った監査時における新東京郵便局に係るもの)

番号	不利益処分の原因となる事実 (適用条項)	基準日車等	適用
1	点呼を実施していないものがあったこと。 【未実施件数 1 3 0 件中 6 8 件】 【点呼回数 1 0 0 回に対する未実施件数 5 2 件】 【一部実施不適切】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条)	5 2 日車	未実施 2 0 件以上 (1 日車× 5 2 件) (注 1) 適用
2	点呼の実施結果の記録に不実記載をしていたものがあったこと。 【記録の不実記載】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)	6 0 日車	記録の不実記載

※貨物自動車運送事業法は、令和 7 年 4 月 1 日施行以前の条文にて記載している。

処分日車数	1 1 2 日車
-------	----------

不利益処分の原因となる事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」に基づく処分日車数

(令和 7 年 5 月 9 日に行った監査時における神奈川郵便局に係るもの)

番号	不利益処分の原因となる事実 (適用条項)	基準日車等	適用
1	点呼の実施が不適切であったこと。 【一部実施不適切】 (貨物自動車運送事業法第 17 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条)	警告	一部実施不適切
2	点呼の実施結果の記録に不実記載をしていたものがあったこと。 【記録の不実記載】 (貨物自動車運送事業法第 17 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)	60 日車	記録の不実記載

※貨物自動車運送事業法は、令和 7 年 4 月 1 日施行以前の条文にて記載している。

処分日車数	60 日車
-------	-------

不利益処分の原因となる事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」に基づく処分日車数

(令和 7 年 5 月 9 日に行った監査時における宇都宮中央郵便局に係るもの)

番号	不利益処分の原因となる事実 (適用条項)	基準日車等	適用
1	点呼の実施が不適切であったこと。 【一部実施不適切】 (貨物自動車運送事業法第 17 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条)	警告	一部実施不適切
2	点呼の実施結果の記録に不実記載をしていたものがあつたこと。 【記録の不実記載】 (貨物自動車運送事業法第 17 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)	60 日車	記録の不実記載

※貨物自動車運送事業法は、令和 7 年 4 月 1 日施行以前の条文にて記載している。

処分日車数	60 日車
-------	-------

不利益処分の原因となる事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」に基づく処分日車数

(令和 7 年 5 月 1 4 日に行った監査時における鹿嶋郵便局に係るもの)

番号	不利益処分の原因となる事実 (適用条項)	基準日車等	適用
1	点呼を実施していないものがあったこと。 【未実施件数 1 8 2 件中 1 件】 【点呼回数 1 0 0 回に対する未実施件数 0 . 5 件】 【一部実施不適切】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条)	警告	未実施 1 9 件以下 (注 1) 適用
2	点呼の実施結果の記録に不実記載をしていたものがあったこと。 【記録の不実記載】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)	6 0 日車	記録の不実記載

※貨物自動車運送事業法は、令和 7 年 4 月 1 日施行以前の条文にて記載している。

処分日車数	6 0 日車
-------	--------

不利益処分の原因となる事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」に基づく処分日車数

(令和 7 年 5 月 1 4 日に行った監査時における筑波学園郵便局に係るもの)

番号	不利益処分の原因となる事実 (適用条項)	基準日車等	適用
1	点呼を実施していないものがあったこと。 【未実施件数 2 2 2 件中 1 1 1 件】 【点呼回数 1 0 0 回に対する未実施件数 5 0 件】 【一部実施不適切】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条)	5 0 日車	未実施 2 0 件以上 (1 日車× 5 0 件) (注 1) 適用
2	点呼の実施結果の記録に不実記載をしていたものがあったこと。 【記録の不実記載】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)	6 0 日車	記録の不実記載

※貨物自動車運送事業法は、令和 7 年 4 月 1 日施行以前の条文にて記載している。

処分日車数	1 1 0 日車
-------	----------

不利益処分の原因となる事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」に基づく処分日車数

(令和 7 年 5 月 1 4 日に行った監査時における那珂郵便局に係るもの)

番号	不利益処分の原因となる事実 (適用条項)	基準日車等	適用
1	点呼の実施が不適切であったこと。 【一部実施不適切】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条)	警告	一部実施不適切
2	点呼の実施結果の記録に不実記載をしていたものがあったこと。 【記録の不実記載】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)	6 0 日車	記録の不実記載

※貨物自動車運送事業法は、令和 7 年 4 月 1 日施行以前の条文にて記載している。

処分日車数	6 0 日車
-------	--------

不利益処分の原因となる事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」に基づく処分日車数

(令和 7 年 5 月 1 5 日に行った監査時における土浦郵便局に係るもの)

番号	不利益処分の原因となる事実 (適用条項)	基準日車等	適用
1	点呼の実施が不適切であったこと。 【一部実施不適切】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条)	警告	一部実施不適切
2	点呼の実施結果の記録に不実記載をしていたものがあったこと。 【記録の不実記載】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)	6 0 日車	記録の不実記載

※貨物自動車運送事業法は、令和 7 年 4 月 1 日施行以前の条文にて記載している。

処分日車数	6 0 日車
-------	--------

不利益処分の原因となる事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」に基づく処分日車数

(令和 7 年 5 月 1 5 日に行った監査時における水戸中央郵便局に係るもの)

番号	不利益処分の原因となる事実 (適用条項)	基準日車等	適用
1	点呼を実施していないものがあったこと。 【未実施件数 2 4 4 件中 9 件】 【点呼回数 1 0 0 回に対する未実施件数 3 件】 【一部実施不適切】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条)	警告	未実施 1 9 件以下 (注 1) 適用
2	点呼の実施結果の記録に不実記載をしていたものがあったこと。 【記録の不実記載】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)	6 0 日車	記録の不実記載

※貨物自動車運送事業法は、令和 7 年 4 月 1 日施行以前の条文にて記載している。

処分日車数	6 0 日車
-------	--------

不利益処分の原因となる事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」に基づく処分日車数

(令和 7 年 5 月 1 6 日に行った監査時における茂原郵便局に係るもの)

番号	不利益処分の原因となる事実 (適用条項)	基準日車等	適用
1	点呼を実施していないものがあったこと。 【未実施件数 2 6 4 件中 4 7 件】 【点呼回数 1 0 0 回に対する未実施件数 1 7 件】 【一部実施不適切】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条)	警告	未実施 1 9 件以下 (注 1) 適用
2	点呼の実施結果の記録に不実記載をしていたものがあったこと。 【記録の不実記載】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)	6 0 日車	記録の不実記載

※貨物自動車運送事業法は、令和 7 年 4 月 1 日施行以前の条文にて記載している。

処分日車数	6 0 日車
-------	--------

不利益処分の原因となる事実及び「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」に基づく処分日車数

(令和 7 年 5 月 1 6 日に行った監査時における千葉中央郵便局に係るもの)

番号	不利益処分の原因となる事実 (適用条項)	基準日車等	適用
1	点呼の実施が不適切であったこと。 【一部実施不適切】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条)	警告	一部実施不適切
2	点呼の実施結果の記録に不実記載をしていたものがあったこと。 【記録の不実記載】 (貨物自動車運送事業法第 1 7 条第 4 項) (貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 5 項)	6 0 日車	記録の不実記載

※貨物自動車運送事業法は、令和 7 年 4 月 1 日施行以前の条文にて記載している。

処分日車数	6 0 日車
-------	--------